

《 介護予防小規模多機能型居宅介護 》 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。サービス利用料金は利用者の「要介護度」に応じて異なり「負担割合証」に基づいた額となります。

利用料金について	介護報酬表				
	介護区分	サービス利用料金	サービス利用に係る1割負担	サービス利用に係る2割負担	サービス利用に係る3割負担
	要支援1	34,500 円/月	3,450 円/月	6,900 円/月	10,350 円/月
	要支援2	69,720 円/月	6,972 円/月	13,944 円/月	20,916 円/月
※月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料金になります。					
加算名	算定要件				金額
初期加算	登録した日から1日30円を30日の期間				900 円/月
サービス提供体制加算(Ⅱ)	介護福祉士が50%以上配置されている場合				640 円/月
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	・利用者の心身の状況等を踏まえ随時適切に、関係者で計画の見直しを行っている。 ・日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて地域の行事や活動等に積極的に参加している。 ・日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対する体制を確保している。 ・多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。				1,200 円/月
若年性認知症利用者受入加算	40歳～65歳未満の方で認知症によって要介護者となった方が対象で個別の担当者を定めていることが要件です ※認知症加算算定時には算定できません。				800 円/月
科学的介護推進体制加算	①利用者ごとのADL値（日常生活動作）、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出している。 ②必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって、上記の情報その他、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること				40 円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	食事代と宿泊代を除く利用者負担金に14.9%を乗じた額				

介護給付対象外（実費）	
食事の提供に要する費用	（ 朝食 320 円・昼食 550 円・夕食 575 円 ） × 日数
宿泊に要する費用	1 泊 2, 006 円 × 日数
その他の費用	以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。 ・特別な食事（行事食や外食など） ・理容、美容代 ・教養娯楽費 ・医薬品に関する費用 ・外出支援料等
【利用料金のお支払いについて】 事業者は、利用者に対して毎月 10 日までに請求書を発行します。請求書には、介護保険給付分の内訳と介護給付対象外（食費や宿泊費等）の内訳が記載されております。 利用者は、事業者に対し、当月の 20 日までに利用料金をお支払いいただきます。	

介護予防短期利用居宅介護

介護予防短期利用居宅介護の利用については、利用者を担当する居宅介護専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

要件	①利用者の状態や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に必要と認めた場合であること ②人員基準違反でない事 ③あらかじめ利用期間を定める事 ④サービス提供が過小である場合の減産を算定していない事
宿泊室	個室又は個室以外（パーティションや家具などによりプライバシーが確保された環境）
日数	7日以内（利用者家族の疾病等、やむを得ない事情がある場合には14日以内）
利用人数	宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用する事。

利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該指定小規模多機能型居宅介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

サービス利用料金は、利用者の「要介護度」に応じて異なり「負担割合証」に基づいた額となります

介護報酬表（一日の料金）				
介護区分	サービス利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	4,240 円	424 円	848 円	1,272 円
要支援2	5,310 円	531 円	1,062 円	1,593 円
サービス提供体制加算（Ⅱ）	介護福祉士が50%以上配置されている事業所への加算			21 円／日
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	食事代と宿泊代を除く利用者負担金に14.9%を乗じた額			

その他、介護保険対象外の費用に関しては、介護予防小規模多機能型居宅介護と同額とする